

2026年 4月 15日

一関信用金庫

各種手数料の改定のお知らせ

平素は一関信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫では、取引明細表発行および融資取引にかかる手数料について、下記のとおり改定するのでお知らせします。

記

1. 改定の内容（税込み）

(1) 取引明細表発行手数料の改定

「融資取引明細表発行手数料」を廃止し、「預金取引明細表発行手数料」に一本化するとともに、名称を「取引明細表発行手数料」に変更します。

	種類	内容	手数料
旧	預金取引明細表発行手数料（1名義）	期間が1年以下	1,100円
		1年ごとに加算	550円
	融資取引明細表発行手数料	1枚当たり	110円
新	取引明細表発行手数料 ※	期間が1年以下	1,100円
		1年ごとに加算	550円

※複数の項目（口座・科目など）を指定された場合は、その項目数に応じた手数料を申し受けます。

(2) 融資関連手数料の改定

種類	内容	新手数料	旧手数料
不動産担保調査手数料	当金庫の営業エリア外（遠隔地）にてご融資する場合 ※1	55,000円	33,000円
繰上償還手数料	固定金利選択型住宅ローン以外の一部・全部繰上償還 ※2	5,500円	3,300円

※1 不動産担保取扱手数料に加えて申し受けます。

※2 固定金利特約期間を経過した住宅ローンの繰上償還も対象となります。

2. 改定日

2026年6月1日（月）

以上

＜本件に係るお問合せ先＞
一関信用金庫融資部融資課または事務部事務管理課
電話 0191-23-6111（代表）
※当金庫本支店窓口でもお受けいたします。